

学校生活の指針

I. 生活の基本

1. 登下校時には、交通ルールを守り、歩行中の人や車などに迷惑をかけないようにする。
2. 自転車による通学者は自転車を所定の位置に置く。
3. 下校時刻は、クラブ活動を含め午後5時までとする。これ以降活動する場合は所定の手続きをとる。
4. 外出は原則として禁止する。外出または早退をするときは、学級担任あるいはこれに代わる先生の許可を受ける。
5. オートバイ・自動車などを使用して登下校することは禁止とする。

II. 服 装

1. 男子生徒

(1) 10月～5月

- ① 制服は、詰襟の標準学生服とする。
- ② 上衣の左襟には、指定の襟章をつける。
- ③ ボタンは、指定のものをつける。
- ④ 学生服の下は、白のYシャツまたは白のポロシャツを着用する。

(2) 6月～9月

- ① 白のYシャツまたは白のポロシャツ、黒の夏用ズボンを着用する。

2. 女子生徒

(1) 10月～5月

- ① 制服は、指定のものとする。
- ② 上衣の左襟には、指定の襟章をつける。
- ③ 学生服の下は、白のブラウスまたは白のポロシャツを着用する。
- ④ 指定のリボンを着用する。

(2) 6月～9月

- ① 白のブラウスまたは白もしくは紺のポロシャツ、夏用スカートを着用する。
ベストは着用してもよい。リボンは着用しなくてもよい。

* 衣替えの移行期間は、夏服は5月中旬～6月中旬、冬服は9月中旬～10月中旬とする。

* 小さめのワンポイントのポロシャツは可とする。

* 防寒具（コート・セーター・カーディガン・ベスト）は、黒・茶・紺・ベージュ・グレー・白系の無地を原則とする。小さめのワンポイントは可とする。女子生徒は、冬季については、指定のズボン、ベージュ系、黒のストッキングまたはタイツの着用は可とする。

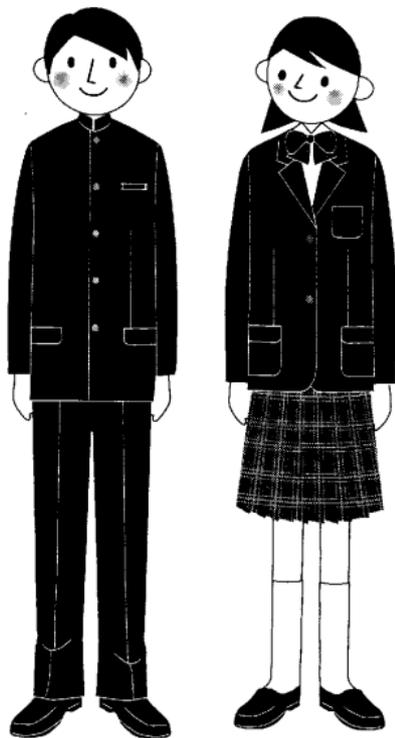
3. 頭髪その他

- (1) 頭髪は、パーマ・染色・脱色・長髪等の奇異な髪型は禁止する。高校生らしい頭髪にする。長さの目安は、詰襟の付け根ライン

とする。

- (2) 登下校には、革靴またはスニーカーを用い、サンダルまたはこれに類するものの使用は禁止とする。
- (3) 校舎内では、学年指定の上履きを使用する。
- (4) ピアス等の装飾品・化粧は禁止する。

〈本校制服 冬〉



男子：襟章は左襟

女子：左襟のボタン
ホールに襟章

Ⅲ. 学校生活

1. ゆとりを持って登校する。(予鈴8:25 本鈴8:30)
2. 遅刻した時は、ただちに授業に出席し、授業後学級担任に届け出る。
3. 生徒証明書及び生徒手帳は常時携帯する。
4. 所持品には、必ず記名し、金銭及び貴重品の管理をしっかりとる。ロッカーは常に施錠する。学業に関係のないものは、学校には持参しない。
5. 食事はホームルームまたは食堂で所定の時間にとる。
6. 非常の場合は、ただちに先生に連絡しその指導の下に冷静、沈着に行動する。
7. ポスターなどを校内に掲示する場合または、印刷物をその他の配布、署名依頼などをする場合は、生活指導の先生に届け出て許可を得る。
8. 学校施設、備品などを破損した場合には、速やかに学級担任及び、関係の先生に申し出てその指示に従う。(故意の場合、原則全額弁償)
9. ゴミの分別は、各自またはクラスごとに責任を持って行う。
10. 生徒間での金銭の貸し借りまたは催し物などの切符や物品の売買をしてはならない。
11. アルバイトについては、原則禁止する。
12. 薬物・シンナー・喫煙・飲酒・ギャンブル等

法律で禁止している行為は絶対に行わない。

Ⅳ. その他

1. 忌引きの日数は父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯父母・叔父母1日とする。
2. 諸願届は、経営企画室(事務室)備え付けの所定の用紙(退学・転学・休学・復学届・住所変更届)を使用する。